

つながれ！みんなのじんけんメッセージ2020 コロナ禍の今こそ伝える思い

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、子どもたちは長期休校・外出自粛を余儀なくされ、大切な友達や先生と会えない日々が続きました。

こんな時だからこそ伝えたい、みんなの心がつながるようなメッセージを募集したところ、284点の応募がありました。

審査の結果選ばれた優秀作品を10点ご紹介します。(敬省略)

圖末来創造課(市役所2階) ☎88-1115



入選者の作品は市HPをご覧ください



はやくいきたいな
がっこう。
ともだちとえがお
(野向1年 木下 明里)

かぞくがいるから、
おうちじかんも
たのしいよ。
(成器西2年 玉木 美心)

さみしいけれど
あえない時間が
みんなをすくう。
(成器西3年 北川 華愛)



手じなおぼえたよ、
早く会って見せたいな。
(野向3年 瀧本 史織)

先生、何回も
家庭ほう問してくれて
ありがとう。
(荒土4年 平泉 壮一郎)

あたたまる
やさしい言葉を
かけあおう
(村岡4年 斎藤 旺輝)



うれしかった
さみしい時にとどいた
友達の手紙
(成器西5年 佐々木 蓮慈)

差別もいじめ。
仲間はずれに、
絶対にしない。
(成器西5年 山内 心音)

手洗い、マスク
外出自粛は
みんなへの思いやり
(村岡6年 木下 裕貴)



審査員コメント

- 子どもたちが家庭で一生懸命過ごしていること、学校や友達が好きだという気持ちがよく分かる作品が多かった。
- これまでにない経験を彼らなりに受け止め、前向きに生きている。大人も負けては行けないと元気づけられた。

友達でも、
よびすてだめよ、
れいぎあり
(野向6年 浅井 雅貴)

あなたのくらしを守ります

～成年後見制度のご紹介～

成年後見制度ってなに？

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方は、自分の財産を管理したり、介護サービスや施設入所の契約を結ぶ必要があっても自身で行うのが難しい場合があります。

また、判断ができずに不利益な契約を結んでしまう場合があります。

このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。



成年後見制度の種類

成年後見制度には法定後見制度と任意後見制度の2種類があります。

■法定後見制度

判断能力が不十分な方を支援するために、家庭裁判所が援助者(成年後見人等)を選任する制度です。

援助者は、本人に代わって財産管理や介護サービス利用の契約などを行うことで、本人の権利や財産を守ります。

なお、法定後見制度は、判断能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれています。

後見	本人がほとんど判断できない場合、原則としてすべての法律行為を「後見人」が行います。
保佐	本人の判断能力が著しく不十分な場合、重要な法律行為の同意や取り消しなどを「保佐人」が行います。
補助	本人の判断能力が不十分な場合、申立てにより一部の行為を「補助人」が行います。

■任意後見制度

本人が元気なうちに、将来に備えて、あらかじめ契約などで援助者を選んでおくことができます。

本人の判断能力が低下した時に、家庭裁判所に申立てをすると支援を開始します。



成年後見制度の利用方法

(法定後見制度の場合)

①申立て

本人、配偶者、四親等内の親族などにより、本人の居住地を管轄する裁判所(勝山市の場合は福井家庭裁判所)へ申立てを行います。

※申立て費用と指定書類の提出が必要です

※四親等内の親族がない場合は、市長が申立てを行うことができます

②審判、成年後見人等の決定

家庭裁判所の調査官が、調査、確認を行い、成年後見人等に最も適切と思われる人(配偶者や親族、法律、福祉の専門職など)を選任します。

③後見の開始

成年後見人等が支援を開始します。

※親族以外の後見人等の場合は、報酬が必要です

ご相談・お問い合わせ

高齢者の方
地域包括支援センター「やすらぎ」
(すこやか内) ☎87-0900

障がいのある方
福祉・児童課
(すこやか内) ☎87-0777

法人による後見事業所
勝山市社会福祉協議会
成年後見サポートセンター「ささえ愛」
(すこやか内) ☎88-1177